

まちかどホットライン

4/24

於福町厚狭川河川敷に桜植樹

於福公民館にて厚狭川河川敷桜植樹記念除幕式が多くの地域の皆さんが参加されるなか開催されました。

これは、昨年5月に於福町の厚狭川河川敷に植えてあった桜が、心ない人により伐採され、県農林振興公社から桜の苗木35本が寄贈されました。3月26日日に市生涯学習のまちづくり於福地区推進協議会が中心となり、子供から高齢者まで多くの地域の人々により厚狭川河川敷・於福公民館等に植樹されたことを記念し開催されたものです。

また、伐採された桜は、於福中学校第2グラウンドに移植したところ、花が咲き、若芽もでて蘇りつつあります。来年以降は満開の桜を咲かせてくれることでしょう。



平成23年度県緑化功労者表彰

5/2



左より阿部政子さん、村田市長

平成23年度県緑化功労者として、阿部政子さん(大嶺町)が、永年にわたり県土緑化運動に貢献され、その功績をみとめられ表彰されました。

昭和56年から「美祢あさざり会」の会長として、竹炭づくりやタケノコ料理教室の開催、竹炭入りこけ玉の開発、地産・地消フェアへの参加等、様々な活動をされています。

また、県内では珍しく会員も増え、現在、会員は13人で活動され、阿部さんは後輩のサポートや山野草を植える新聞紙とセメントで作った鉢を製作されています。表彰にあたり、阿部さんは「受賞はみなさんのおかげです。」と述べられました。

ふれあい三世代、イベント収益金を寄附

5/2



「ふれあい助け合いフェスタ2011実行委員会」の市内小・中・高生9人が、東日本大震災の義援金として寄附のために来庁されました。

これは、5月1日に美祢市民会館で開催された、「ふれあい助け合いフェスタ2011」での募金活動やチャリティーバザー等の収益金を、東日本大震災の義援金として日本赤十字山口県支部美祢市地区に寄附されたもので、児童・生徒達は、「寄附できてうれしい。」「復興のために役立ててもらいたい。」などと感想を述べられました。この他にもイベント当日に、配布する予定だったノート500冊もあわせて寄贈されました。

実行委員長の岡崎くんは「周りの人が助けてくれ、人の優しを感じた。初めてやってみて大切さを知った」と述べられました。

5/13

美祢市立病院・美東病院、看護の日

・
5/14

近代看護を築いたナイチンゲールの誕生日にちなんで制定された看護の日(5月12日)と看護週間(5月10～16日)に合わせて、美祢市立病院と美祢市立美東病院に勤務している看護師が、市内のショッピングセンターや美祢市立美東病院内で、各種数値測定や健康相談を行いました。



美祢市立病院看護の日



美東病院看護の日

それぞれの会場で、買い物等にいられた人や来院された人に、血圧、体脂肪、骨密度などを測定し、その結果から健康相談や栄養指導に応じていました。

地域消費情報 美祿通信

消防法、美祿市火災予防条例により、すべての住宅に5月31日頃までに火災報知機の設置が義務付けられました。この設置義務化を悪用して、悪質な業者が消防署から委託を受けたなどと言い、自宅に来て火災報知機を取り付けていくという「訪問販売」の被害が発生しています。

美祿市消費者の会 会員募集中です!!

エコ活動や消費生活トラブル防止の啓発に興味をお持ちの方は、事務局までご連絡ください。

美祿市消費者の会

(事務局 商工労働課 ☎0837(52)5224)

住宅用火災警報器設置が義務付けられました!!

トラブル防止のための注意点

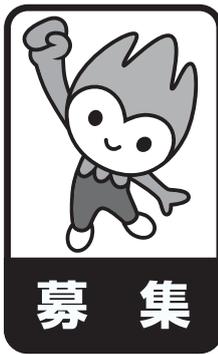
- ・安易に家の中に業者を入れない。
- ・その場ですぐに契約せず、家族や周囲の人に相談する。
- ・公共機関の職員を名乗る人には、身分証などの提示を求める。
- ・複数の業者から、見積書を取り、工事内容を確認して契約する。
- ・業者との契約書、名刺など必ず保管しておく。

契約書面を受け取った日から、8日以内なら、すでに設置されている場合でもクーリング・オフが可能。詳しい手続きについては消費生活相談窓口か、県消費生活センターまで。

※今回はクーリング・オフできる取引の「電話勧誘販売」についてご紹介します。

問合せ先 商工労働課 ☎0837(52)5224

美祿市シルバー人材センター入会説明会
説明会開催日 6月16日(金)
9時 美祿市シルバー人材センター 美東事務所
10時30分 美祿市シルバー人材センター 秋芳事務所
14時 美祿市シルバー人材センター 美祿事務局
問合せ先 美祿市シルバー人材センター 美祿事務局
☎0837(53)0541



募集

Hot Information お知らせひろば

詳しい内容は直接問合せ先にお問合せください

美祿市職員採用試験

■上級職

試験職種 行政一般・土木一般・建築一般

採用人員 行政一般3人程度・土木一般1人程度

受験資格 昭和57年4月2日から平成2年4月1日まで

に生まれた人で、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く)を卒業した人、または平成24年3月31日までに卒業見込みの人

■中級職

試験職種 保健師

採用人員 1人程度

受験資格 昭和57年4月2日から平成3年4月1日まで

に生まれた人で、保健師資格を有する人、または平成24年3月31日までに資格を取得する見込みの人

試験職種 保育士

採用人員 1人程度

受験資格 昭和57年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人で、保育士資格を有する人、または平成24年3月31日までに資格を取得する見込みの人

■共通事項

提出するもの

①受験申込書

②最終学校卒業(見込)証明書

③最終学校の成績証明書

④取得免許証の写し(保健師)

保育士のみ)

申込期間

6月2日(金)～6月24日(金)

(※郵送は当日消印有効)

第二次試験日 7月24日(日)

受験申込書の請求先 総務部

総務課、美東総合支所総務課、秋芳総合支所総務課

申込問合せ先 総務課

☎0837(52)1111

美祿市の地域医療を支える意見募集

市では、「美祿市の地域医療を支える条例」の制定を進めています。

現在、美祿市パブリックコメント制度に基づき、事前に(案)の内容を公表し、市民の皆さんから意見や提案の募集を行っています。

意見募集の内容

美祿市の地域医療を支える条例(案)について

素案・資料の公表場所

美祿市保健センター、各総合支所、各出張所・公民館、市ホームページ

期日

6月1日(日)～6月30日(日)

提出方法 指定の様式により、持参、郵送、FAX、電子メールしてください。

提出・問合せ先 健康増進課

☎0837(53)0304

Eメール kenkou@city.mi

ne.lg.jp